平成３０年（フ）第２７０号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ｂ―910号
債務者　上原　健太
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５号
長崎県雲仙市国見町土黒甲1215番地１　コーポ南９号
債務者　田中和紀子（旧姓鯨津）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第４８７号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目2582番地９　あさひレジデンス六番館ＷＥＳＴ105号、前住所愛知県小牧市光ケ丘１丁目１番地　アクシス光ケ丘２号棟101号
債務者　鎌田由美子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６０号
栃木県宇都宮市末広２丁目７番７号　エルディム８　103号、前住所栃木県宇都宮市みどり野町32番12号
債務者　北村　直史
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６８号
栃木県那須塩原市下永田５丁目1397番地６　メゾン・ド・ボヌールＡ―102号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽３丁目７番18号　ルヴェランス　207
債務者　大野　暁美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０５号
栃木県河内郡上三川町大字多功2378番地３
債務者　金田　信一
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０６号
栃木県河内郡上三川町大字多功2378番地３
債務者　金田美知子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５号
栃木県宇都宮市上大塚町143番地23、前住所栃木県宇都宮市富士見町３番１号　富士見市営住宅１号棟21号室
債務者　小野さなえ
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９号
栃木県宇都宮市下栗町2291番地13　コーポアルファ101
債務者　浦田　利男
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２号
岡山市東区西大寺中野本町７番41号　コーポ安倉201号
債務者　山本　暁美
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２号
沖縄県石垣市字新川277番地２
債務者　石垣　美幸
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第２９３１号
神奈川県大和市林間１丁目14番９号　ガーデン林間305号
債務者　リアノス　ピーチー　ラゾナブル
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６５号
横浜市磯子区滝頭３丁目８番６―708号
債務者　椙尾　祐太
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９７４号
横浜市泉区和泉中央南３丁目27番４号　グリーンカーサ和泉Ｃ103号
債務者　丸菅　　博
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０２６号
神奈川県藤沢市石川４丁目24番地の５
債務者　木村　孝史
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部